

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

重要事項説明書

(令和6年 6月 1日現在)

1. 事業者・施設の概要

(1) 事業者の概要

① 事業者(開設者)の概要

- ・法人名 医療法人 徳洲会
- ・所在地 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号
- ・代表者名 東上 震一
- ・電話番号 06-6346-2888

② 施設の概要

- ・施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷
- ・開設年月日 令和3年10月1日
- ・所在地 〒273-0121 千葉県鎌ヶ谷市初富125-1
- ・電話番号 047-441-2005
- ・FAX番号 047-442-1500
- ・管理者名 玉城 允之
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1252680036号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

管理者	1人
医師	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	10人以上
支援相談員	1人以上
理学療法士・作業療法士・言語療法士	2人以上
管理栄養士	1人以上
事務員 運転手 等	適当数

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び休業日	営業日:月曜日～土曜日(祝祭日含) 休業日:日曜日及び12月31日～1月3日
営業時間	9:00～17:00

(5) 通常の事業の実施区域

鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市、柏市、白井市

(6) 構造等

構造 鉄筋コンクリート構造 地上4階建
延べ面積 5703.17㎡
利用定員 入所 160名 通所 70名

(7) 主な設備の種類

療養室:51室(個室:10室 2人室:7室 4人室:34室)食 堂:4室
機能訓練室:1室 デイルーム:4室 一般浴室:1室 個別浴室:1室

2. 利用料金

◆介護予防通所リハビリテーション

基本料金(1月定額)

要介護度	1割	2割	3割	
要支援1	2,342	4,684	7,028	円/月
要支援2	4,367	8,734	13,102	円/月

加算・減算料金

加算名	介護度	1割	2割	3割	単位	内容
利用開始月から起算して12月を超えた場合	要支援1	-123	-247	-371	円/月	利用者に対して予防通所リハビリテーションの利用を開始した月から起算して12月を超えた場合は所定点数を減算する
利用開始月から起算して12月を超えた場合	要支援2	-247	-495	-743	円/月	利用者に対して予防通所リハビリテーションの利用を開始した月から起算して12月を超えた場合は所定点数を減算する
科学的介護推進体制加算	共通	41	82	123	円/月	利用者ごとの心身の状況に係る基本的な情報をLIFEに提出していること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	90	181	281	円/月	介護福祉士が70%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援2	181	363	545	円/月	介護福祉士が70%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	74	148	223	円/月	介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2	148	297	446	円/月	介護福祉士が50%以上

【感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合】

感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人当たりの経費の増加に対応するための加算
⇒ 3%の加算あるいは規模区分の特例を適用

【介護職員等処遇改善加算】

介護現場で働く人々にとって令和6年度に2.5%、令和7年度に2%のベースアップへと確実につながるように加算率の引き上げを行う。

※現行の「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の一本化を行う

- ⇒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 8.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 8.3% 左記のランクについては職場環境要件や
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 6.6% 取組などで決まります
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 5.3%

◆通所リハビリテーション

【基本報酬：大規模型】

		自己負担額(円)	自己負担額(円)	自己負担額(円)
		1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	480	961	1,441
	要介護2	560	1,120	1,680
	要介護3	636	1,273	1,909
	要介護4	733	1,467	2,200
	要介護5	833	1,665	2,498
4時間以上 5時間未満	要介護1	537	1,074	1,611
	要介護2	626	1,252	1,878
	要介護3	712	1,423	2,135
	要介護4	822	1,644	2,467
	要介護5	932	1,863	2,795
5時間以上 6時間未満	要介護1	598	1,196	1,794
	要介護2	710	1,419	2,129
	要介護3	819	1,638	2,458
	要介護4	949	1,899	2,848
	要介護5	1,077	2,155	3,232
6時間以上 7時間未満	要介護1	697	1,394	2,091
	要介護2	828	1,656	2,485
	要介護3	956	1,913	2,869
	要介護4	1,112	2,225	3,337
	要介護5	1,264	2,528	3,793

◆ 上記に付随する加算一覧

※LIFE とは・・・⇒厚生労働省に個々のデータを提出するしくみ

項目	料金(円)				内容
	1割	2割	3割	単位	
入浴介助加算(Ⅰ)	41	82	123	円/日	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合に算定
入浴介助加算(Ⅱ)	61	123	185	円/日	(Ⅰ)の要件に加えて、利用者が居宅において入浴ができる事を目的とし、専門職が浴室の状況や環境整備の助言を行い、個別の入浴計画を作成。計画に基づき利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴を行なうこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	45	68	円/日	介護職員の総数に対して介護福祉士の割合が70%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	37	55	円/日	介護職員の総数に対して介護福祉士の割合が50%以上
重度療養管理加算	103	206	309	円/日	要介護3以上であり、且つ「イ～リ」の状態である利用者に対して計画的な医学的管理のもと通所リハビリテーションを実施した場合 イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している場合 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施かつ重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施 ヘ 膀胱・直腸機能障害で身障4級以上、ストーマ処置を実施 ト 経鼻胃管や胃ろう等経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態
短期集中リハビリテーション実施加算	113	227	340	円/日	退院・退所又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につき概ね2回以上、1回あたり20分、1日当たり40分以上の個別リハビリを行った場合に加算
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)	12	24	37	円/日	事業所に配置されている理学療法士等の合計数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であること(サービス提供時間中配置)
リハビリテーション提供体制加算(4時間以上5時間未満)	16	33	49	円/日	事業所に配置されている理学療法士等の合計数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であること(サービス提供時間中配置)
リハビリテーション提供体制加算(5時間以上6時間未満)	20	41	61	円/日	事業所に配置されている理学療法士等の合計数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であること(サービス提供時間中配置)
リハビリテーション提供体制加算(6時間以上7時間未満)	24	49	74	円/日	事業所に配置されている理学療法士等の合計数が、利用者数25又はその端数を増すごとに1以上であること(サービス提供時間中配置)
中重度ケア体制加算	20	41	61	円/日	人員配置基準に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していることと前年度又は算定月の前3月間の利用者総数のうち要介護3～5の物の占める割合が30%以上であること。専属の看護師を1名以上配置していること
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 起算日から6月以内	612	1,225	1,837	円/月	多職種が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合。リハビリ計画を利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合(6月以内) ※LIFE提出必須
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 起算日から6月以上	282	564	846	円/月	多職種が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合。リハビリ計画を利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合(6月以上) ※LIFE提出必須
科学的介護推進体制加算	41	82	123	円/月	利用者提供するサービスをより質の高いものにするための体制を構築することを目的とする。ご利用者の心身の状況・自立支援・重度化防止への計画、実施、結果、見直しをおこなう。 ※LIFE提出必須
送迎を行わない場合の減算(片道)	-48	-97	-145	円/回	利用者に対してその居宅と事業所とのあいだの送迎を行わない場合は片道につき減算を行う

【感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合】

感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人当たりの経費の増加に対応するための加算

⇒ 3%の加算あるいは規模区分の特例を適用

【介護職員等処遇改善加算】

介護現場で働く人々にとって令和6年度に2.5%、令和7年度に2%のベースアップへと確実につながるように加算率の引き上げを行う。

※現行の「介護職員等処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の一本化を行う

- ⇒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 8.6%
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 8.3% 左記のランクについては職場環境要件や
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 6.6% 取組などで決まります
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 5.3%

◆その他のご利用料(保険適応外) 通所/予防通所リハビリテーション共通			
食費(おやつ含む)	昼食代+飲み物+おやつ代	700	円/日
日用品費	フェイスタオル・バスタオル・おしぼり・ティッシュペーパー・シャンプー・ボディソープ・ハンドソープ・ペーパータオル 消毒等	100	円/日
教養娯楽費	各レクリエーションで使用する材料・道具 カラオケ・新聞図書等	100	円/日
領収書・医療費控除証明書	領収書紛失に伴う再発行等	550	円/通
インフルエンザ予防接種	希望者のみ(市町村の助成がある場合はこの限りではありません)	3,500	円/回
抗原検査料(コロナ・インフル・ノロ)	検査を必要とした場合	1,760	円/回

【通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について】

要介護状態及び要支援状態である利用者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能及び生活機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他提供にあたる従事者の協議によって通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際には利用者・扶養者又は身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

【サービス内容】

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事(食堂でお召し上がりになります。嗜好・病状による制限も対応しておりますのでご相談ください) 昼食=11:30~12:30
- ③ 入浴(一般浴槽・シャワー浴・ストレッチャー浴・機械浴・個浴)で対応します。
※ご利用者の身体の状態に応じて中止させていただく場合がございます
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス

【お支払い方法】

お支払い方法は、ゆうちょ銀行からの口座振替でお願いしておりますが、他銀行の口座振替でもお取り扱いがございますので、ご相談ください。

毎月10日ごろに請求書を発送しますので、口座振替手続き中の方はお振込みでの対応となり、その場合は同月の25日までにご入金完了になるようご協力をお願い致します。

「ゆうちょ銀行」 ⇒ 毎月16日引落

「他銀行(SMBC 経由)」 ⇒ 毎月26日引落 ※祝祭日は翌営業日

領収書は翌月の請求書に同封し送付します。また領収書は医療費控除対象の証明となりますので大切に保管して下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名 称	医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院
標榜科目	内科、消化器科、外科、循環器内科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、小児科、歯科口腔外科、歯科、眼科、皮膚科、神経内科、形成外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、病理診断科
住 所	千葉県鎌ヶ谷市初富929-6
電話番号	047-498-8111

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 介護保険証等の確認
ご利用にあたり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。
更新または変更があった際はご提示ください。
- ② 利用料の変更について
介護保険改定や消費税変更等により、利用料金の変更が必要になる事もあります。
その際は『変更事項同意書』を作成致しますので、署名・捺印をもってご同意いただいたものとします。
- ③ 医療機関への受診
ご利用中に受傷や容体の変化等のために当施設の医師の判断により、受診が必要となった場合はサービスを中止してから、受診の運びとなります。その際はご家族様の対応となりますので、あらかじめご了承ください。

④ 緊急時の連絡先及び事故発生時の対応について

緊急の場合には「利用申込書」又は「契約書」にご記入いただいた連絡先の優先順に連絡します。また、転倒等による事故発生時も受傷の有無にかかわらず③同様に連絡し、対応をお願いしております。

事故発生時の対応としては、施設医師へ報告し指示を受けて対処し、ご家族に連絡させていただきます。

受傷により医療機関に受診が必要となる場合には、『事故報告書』を作成し事故の再発防止に努めるとともに当施設の管轄の市(鎌ヶ谷市)及び県(千葉県)、ご利用者の保険者等の行政機関への報告義務がありますので、予めご了承下さい。

尚、当施設では『三井住友海上火災保険株式会社』の賠償責任保険に加入しております。

⑤ 身体的拘束等原則禁止について

介護保険施設等においては身体拘束が原則として禁止されており、当施設では身体拘束は行いません。身体拘束を事故防止対策として安易に正当化することなく、ご利用者の立場になって、その人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、介護を必要とするご利用者の自立の支援に向けたサービスの提供を行う事となります。但し、ご利用者自身に自傷他害の恐れのある場合及び緊急時やむを得ない場合などは、施設管理者が判断し、身体拘束やその他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

身体拘束・その他ご利用者の行動を制限が必要と判断した場合は、ご利用者の身体状況・拘束時間・緊急やむを得なかった理由をご家族に対し説明し、同意を得た上でを行い、身体拘束 経過観察記録で状態などの観察・再検討を行い、ご状態が改善された場合にはすぐに中止します。

⑥ 虐待防止の取り組みについて

当施設は、高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められると考えており、体勢を整備しております。

サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにその旨を市町村に通報する義務も課せられております。

⑦ 金品、貴重品について

紛失・盗難についての責任は一切負いかねますので、金品や貴重品等は持ち込まないようにお願いいたします。

⑧ 飲食物について

感染(食中毒等)の観点から飲食物のお持ち込みはご遠慮いただいております。万が一、お持ちいただいても返却することとなりますので予めご承知ください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上(自然災害・消防訓練等)

7. 禁止事項

- ・飲酒、指定場所以外での喫煙
- ・危険物(火気・刃物等)・ペットの持ち込み
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、迷惑行為

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。ご要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。また、1階ロビー及び各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接お申し出いただくこともできます。受付窓口は下記となります。

(1) シルバーケア鎌ヶ谷受付窓口

担当者	支援相談員 介護主任 看護・介護の長
電話番号	047-441-2005
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

(2) 公的機関の受付窓口

鎌ヶ谷市役所 高齢者支援課	住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 電話番号 047-445-1141
松戸市役所 介護保険課	住 所 松戸市根本387-5 電話番号 047-366-1111
柏市役所 高齢者支援課	住 所 柏市柏5-10-1 電話番号 04-7167-1111
船橋市役所 介護保険課	住 所 船橋市湊町2-10-25 電話番号 047-436-2111
白井市役所 高齢者福祉課	住 所 白井市復1123番地 電話番号 047-492-1111
千葉県国民健康保険 団体連合会(国保連)	住 所 千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 043-254-7428
千葉県健康福祉部 高齢者福祉課	住 所 千葉市中央区市場町1-1本庁舎13階 電話番号 043-223-3878 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

9. その他

当施設についての概要は、パンフレットをご用意しておりますのでご請求ください。
ホームページもごございますので、ご活用ください。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －介護保険総合データベースへの情報提供
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

当施設は、「通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)重要事項説明書」に基づいて、その内容及び重要事項の説明をいたしました。

令和 年 月 日

事業所	事業所名	医療法人 徳洲会
		介護老人保健施設シルバーケア鎌ヶ谷
	所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富125-1
	施設長名	玉城 允之
説明者	職 名	支援相談員
	氏 名	神内 晃志

私は、「通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)重要事項説明書」に基づいて、その内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者又は扶養者又は身元引受人	住 所	
	氏 名	印
	(本人との続柄)